

『期日指定定期預金規定』

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応答日(証書記載の据置期間満了日)から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満 証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 証書記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および預金共通規定11(3)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は100円とします。

3. (預金の一部解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印(または証書の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印)して当店に提出してください以上

2020年4月1日現在